

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 24 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22500705

研究課題名（和文）地域金融機関と共同する高齢者への経済的虐待防止モデルの開発

研究課題名（英文）Development of Financial abuse prevention model for the elderly in collaboration with Financial Institutions

研究代表者

坂本 勉（SAKAMOTO TSUTOMU）

佛光大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：70329994

研究成果の概要（和文）：本研究は、高齢者の経済的虐待防止に焦点を絞った。まず、国内での高齢者虐待防止の相談機関として地域包括支援センターの状況を分析し、その課題を抽出した。また、海外での先行研究などから、消費者被害や経済的虐待事件から高齢者を守るために、金融機関と連携する事例が認められた。これらの先行研究を国内で応用するための基礎的課題を、法律専門家および福祉専門家との協議からその連携を探ろうとしたものである。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on preventing financial abuse of the elderly. First, the conditions of comprehensive community-support centers as counseling institutions for preventing abuse of the elderly in Japan were analyzed, with a view to drawing out challenges. In addition, on the basis of sources including previous research conducted overseas, cases in which financial institutions cooperated to protect the elderly from financial abuse and consumer damages were examined. Basic challenges to the application of this existing research to the Japanese situation were regarded as something to be explored in consultation with legal and welfare experts.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：高齢者虐待、経済的虐待、成年後見制度、金融機関

1. 研究開始当初の背景

近年、高齢者を狙った消費者被害、振込詐欺、多重債務など、金銭にまつわる問題が深刻化している。高齢者や障害者への経済的侵害から守る制度として、成年後見制度や日常

生活自立支援事業などがあるが、その利用者は高所得階層の方、または低所得階層の方に限定されている。

今回の研究は、「地域密着型の地方金融機関（信用金庫など）」の社会資源に着目し、

高齢者の日常生活およびその生活の基盤となる金銭管理、金銭契約、消費契約、日常の見守り、ひいては、積極的な権利擁護を推進していくため、地域型金融機関（信用金庫など）がこれら経済的虐待の防止を、推進して
いけるかその可能性を追求したものである。

2. 研究の目的

現在、高齢者を狙った消費者被害、振込詐欺、多重債務など、金銭にまつわる問題が深刻化している。高齢者や障害者への経済的侵害から守る制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがあるが、その利用者は高所得階層の方、または低所得階層の方に限定されている。

今回の研究は、「地域密着型の地方金融機関（信用金庫など）」の社会資源に着目し、最も対象者が多いと予測される中間所得階層の方々への権利擁護システムを、地域金融機関と共同で開発しようとするものである。高齢者の日常生活およびその生活の基盤となる金銭管理、金銭契約、消費契約、日常の見守り、ひいては、積極的な権利擁護を推進していくため、地域型金融機関（信用金庫など）が、これら経済的虐待の防止を、金融の専門家として関わりながら、また地域の NPO 法人および民間企業の専門的知識・技術を活用することを通じた、高齢者の経済的虐待の防止を目指す。これらの研究はいまだ先行研究に乏しく、その可能性を追求する。

3. 研究の方法

<平成 22 年度研究>

平成 22 年度は、近畿圏における地域包括支援センターの高齢者虐待相談体制に関する分析を行い、その課題を明らかにすることを目的とした。調査対象として、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の全ての地域包括支援センター 553

か所に対して自記式質問紙郵送調査を行い、221 件（回収率 39.9%）を回収した。設置法人別の比較検証を行った結果、地域包括支援センターの設置運営形態による有意な関係を認めた。地域包括支援センターは市町村直営の他、他の法人に運営委託することができ、法人ごとでの対応や、相談受付の件数、対応する 65 歳以上の高齢者数の対比などを行い分析することとした。また、高齢者虐待相談そのものの運営上の課題や、労働環境の違い、また実際に受け付けた高齢者虐待の件数など、いくつかの指標を使って分析を行った。

その結果、民間委託された地域包括支援センターでは市町村との連携をいかに充足させていくかが課題であると同時に、直営の地域包括支援センターでもどのように対応すべきか苦慮している現状が把握できた。

<平成 23 年度研究>

平成 23 年度は、先行研究及び実践が認められるアメリカカリフォルニア州の NPO 法人及び、カナダブリティッシュコロンビア州の NPO 法人の視察を行った。

① カナダにおける先行事例調査

カナダでは、金融機関のスタッフを含め経済的虐待をどのように食い止めるか、またその防止に関する必要な教育について検討するため、高齢者と金融機関の間に設立された組織が発足している。その組織は、The British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors（B.C.CEAS）といい、高齢者の経済的侵害に対して予防的な活動を行うことを目的として設立されている。そしてプロジェクトの構成メンバーは、カウンセラー、カナディアンシニアネットワーク、老年学研究センター、サイモン・フレーザー大学、バンクーバー大学そして地方金融機関の代表者となっている。視察の結果、高齢者の虐待防止センターとして専属の弁護士を複

数人配置し、ソーシャルワーカーとも共同しながら相談事業を行っていた。また、すでに一般の高齢者向けの高齢者虐待防止の啓発用VTRおよびマニュアルの作成を終了しており、センターで主催する研修会に各地域のボランティアへ教育提供しながら、その地域ボランティアが地元での啓発活動にそのマニュアルを活用し意識啓発をおこなっていた。

②アメリカでの先行実践

アメリカカリフォルニア州サンフランシスコのNPO法人「Elder Financial Protection Network」を視察した。特に、北米における高齢者虐待の認識においては、経済的虐待を早期に発見対応することがその他の権利侵害に進行することを食い止める予防策となると考えられており、地元の金融機関と連携しながら高齢者のエンパワーメント向上を目指した活動を展開している。また、組織の活動経費も主に金融機関からの協力金によってなりたっている。わが国においては、金融機関との連携が十分に模索されておらず、北米での先駆的取り組みは、わが国も参考にすべき部分があるといえる。また、エンパワーメントの向上を目指し適切な金融教育を提供することを通じて自己防衛を強化する狙いもあることがわかった。今回の視察から高齢者の経済的虐待を未然に防止するために金融機関が予防機能を有しているという特徴的な取り組みを行っていた。

<平成24年度研究>

① 権利擁護研究会の取り組み

京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会の3士会の会員を対象とした研究会を平成22年度～平成24年度までに合計18回行った。特に、高齢者虐待事例や成年後見事例などを中心に事例研究及び本研究の海

外視察及び途中経過報告も行った。これらの研究会から、法律の専門家およびソーシャルワーカーとの協議の土壌を形成することができた。

② 権利擁護実践への課題整理

これらの研究会での協議は、主に法律専門家および社会福祉士などが中心に行っており、懸案の金融機関との連携が十分になされなかった。しかし、法的な課題や実践課題などを積み上げていく中で、金融機関との協業モデルを模索する基礎研究は着実に進展してきている。

4. 研究成果

まず、高齢者虐待防止活動の相談窓口として位置づけられている地域包括支援センターの虐待対応における課題の整理を、近畿圏に全域を対象として行った。その結果、市町村との連携をいかにスムーズにするのか、また虐待介入時の判断や事実確認の方法など、実践現場での課題整理を行うことができた。

また、海外視察ではアメリカカリフォルニア州でのNPO法人が全米の金融機関からの協力を得て、高齢者の金融虐待防止に資する活動を展開していた。同じく、カナダブリティッシュコロンビア州においても、NPO法人が金融機関とも連携し、アドボカシーセンターを設立し、権利擁護事業を行っており、貴重な資料の提供を受け、我が国の実践に繋げる基盤ができた。また、高齢者の経済的虐待防止には成年後見制度が非常に有効であるとの認識から、専門職後見人が行った事例をヒヤリングを通じて調査分析を行った。その結果、法律の専門家及び社会福祉の専門家、施設、機関が協力して様々な虐待防止につながっている現状が確認できた。今後の課題としては、これらの活動をいかに広げ一般化していくのかという課題が明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①坂本勉「北米における高齢者への経済的虐待防止に向けた取り組み アメリカ・カリフォルニア州「Elder Financial Protection Network」の取り組み」佛教大学福祉教育開発センター紀要第10号、pp157-165、査読無、2012年度

②坂本勉「高齢者虐待相談体制における市町村と民間法人との関係性に関する研究～近畿圏地域包括支援センターの調査より～」佛教大学福祉教育開発センター紀要第8号、pp79-93、査読無、2010年度

[学会発表] (計2件)

①坂本勉「高齢者虐待防止相談の運営法人の相違がもたらす関係性及び課題に関して～近畿圏地域包括支援センターへの調査より～」第59回日本社会福祉学会、2011年10月9日、淑徳大学、一般口頭発表

②坂本勉「高齢者虐待相談体制における市町村と民間法人との関係性に関する研究～近畿圏地域包括支援センターの調査より～」第8回日本高齢者虐待防止学会茨城大会、2011年7月30日、茨城県立県民文化センター

[図書] (計1件)

①坂本勉他「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」(株)みらい、2010年、分担執筆、pp93-108

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂本 勉 (SAKAMOTO TSUTOMU)
佛教大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号：22500705

(2) 研究分担者

永和 良之助 (EIWA YOSHINOSUKE)
佛教大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：10248338
(H22のみ)